

子供たちの 豊かな学びのための 放課後・土曜日の 教育環境づくり

～“あったらいいな”を実現する夢の教育～

平成26年6月

中央教育審議会生涯学習分科会
今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ

はじめに

少子高齢化の急速な進展、核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化、地域格差・経済格差の進行やグローバル化など、社会がますます複雑多様化し、子供を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした中、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、これまで以上に、学校・家庭・地域が互いに連携し、役割分担しながら、社会総掛かりで教育に取り組むことが求められています。

学校・家庭・地域の連携は、平成 14 年度に完全実施された学校週 5 日制の普遍的な理念として掲げられ、土曜日等を活用して、家庭や地域において、様々な学習や体験活動の充実が図られてきました。しかしながら、土曜日に様々な経験を積み、自らを高めている子供たちが存在する一方、必ずしも有意義に過ごせていない子供たちが存在するとの指摘等を踏まえ、昨年 3 月、文部科学省に「土曜授業に関する検討チーム」が設置され、これまで以上に豊かな土曜日の教育環境を実現する必要性が提言されました。

また、少子高齢化が進む社会において、日本経済の成長を持続していくためには、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するとともに、次代を担う子供たちの、一人一人が持つ可能性を最大限伸ばしていくことが最重要課題となっています。

そのためには、子供の小学校入学により、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない、いわゆる「小 1 の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、放課後対策の充実が求められており、本年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 を受け、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を策定したところです。

こうした流れの中で、改めて、学校・家庭・地域が連携しながら、社会総掛かりで教育に取り組む仕組みづくりの一環として、とりわけ、放課後や土曜日の教育活動に着目し、今後の在り方について検討するため、生涯学習分科会の下にワーキンググループが設置され、昨年 11 月から 9 回にわたり審議を行ってまいりました。本報告はその審議結果をまとめたものです。

本ワーキンググループでは、放課後や土曜日の教育への期待を踏まえつつ、今後更に充実していくべき基本的な方向性を五つに整理し、その具体的方策について提言しております。

この報告書が、今後各地域において放課後や土曜日等の教育活動に取り組む際のヒントとなり、全国各地において、創意工夫に富んだ教育活動が展開されることを期待しています。

目次

はじめに	1
I. 社会の動向と子供の教育環境をめぐる現状	4
1. 社会の動向	4
2. 子供たちの教育環境をめぐる現状	4
3. 学校週5日制の経緯とその後の成果と課題	5
II. 社会を生き抜くために必要な力と放課後・土曜日等の教育への期待	7
1. 社会を生き抜くために必要な力	7
(1) 「生きる力」を育む新しい学習指導要領の基本的な考え方	
(2) 第2期教育振興基本計画における基本的方向性	
(3) OECDにおける「キー・コンピテンシー」の考え方	
(4) 「社会人基礎力」の考え方	
2. 放課後・土曜日等の教育活動への期待	9
(1) 学校での学びが深まり、広がる学習・体験の機会の充実	
(2) 安心して子供を産み育てられる環境づくりとしての教育活動の充実	
(3) 子供たちの主体性を引き出し、実社会で役立つ力を培う学習・体験機会の充実	
(4) 学習意欲・学習習慣形成・学力向上の観点からの学習機会の充実	
III. 今後の放課後・土曜日等の教育活動の基本的方向性	11
1. 学校と放課後・土曜日等の学びがつながる仕組みづくりの推進	11
2. 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実	11
3. 多様な主体の参画による土曜日の教育活動の推進	12
4. 実社会につながる「土曜日ならではの」多様なプログラムの充実	12
5. 持続可能な体制づくりの推進と全国の取組の活性化	12
IV. 基本的方向性を実現する具体的方策①	13
1. 学校と放課後や土曜日等の学びがつながる仕組みづくり	13
(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による社会総掛かりでの教育の発展的展開	
(2) 学校と放課後等の学びがつながる“横の連携”の仕組みづくり	
(3) 就学前と小学校、小学校と中学校など“縦の連携”が生まれる仕組みづくり	
2. 学校や子供たちを核とした地域づくり	15
(1) 多様な関係者がつながる学校施設の複合化・共用化	
(2) 子供に関わる大人の学びのコミュニティ化と地域の活性化	
3. 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実	16
(1) 女性の活躍促進に向けた放課後等の支援の充実	
(2) 学校や放課後子供教室と放課後児童クラブの連携強化	
(3) 中高生を対象とした放課後等の支援の充実	
(4) 特別なニーズのある子供たちへの放課後等の支援の充実	

4. 持続可能な仕組みとするためのコーディネーターの育成・機能強化	22
(1) 学校と地域をつなぐコーディネーターの役割や位置付け	
(2) コーディネーターの育成・機能強化に向けた研修の充実	
5. 全国の取組の活性化のための中間支援機能の強化	24
(1) スーパーバイザー等の配置によるコーディネーターへの助言体制の構築	
(2) 中間支援機能の強化	
V. 基本的方向性を実現する具体的方策②	26
1. これまでの経緯と土曜日の教育活動の理念	26
2. 土曜日の教育活動の実施主体や特徴	27
(1) 土曜日の教育活動の形態と実施主体	
(2) 土曜日の教育活動の推進に係る関係者の理解の促進	
(3) 土曜日ならではの特徴や教育効果	
3. 土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた具体的方策	28
(1) 多様な主体が土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり	
(2) 学校と地域・企業・大学等をつなぐコーディネート機能の充実	
(3) 「土曜日ならではの」の多様なプログラムづくり	
4. 今後の土曜日の教育活動の持続可能な体制づくりに当たって	35
VI. おわりに ～皆の“あったらいいな”を実現する夢の教育～	37
今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループの設置について	38
今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ 委員名簿	39
今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ 審議経過 【全9回】	40
今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ 最終取りまとめ (概要)	42
データ集	45
施策関連資料	61
事例集	81
関連文書	101

I. 社会の動向と子供の教育環境をめぐる現状

1. 社会の動向

- 我が国は、現在、急激な少子化・高齢化のまっただ中にあり、平成 22 年（2010 年）比約 3 割減の約 9,000 万人に、うち 4 割が 65 歳以上の高齢者となることが予想されており、我が国の労働力人口は平成 10 年（1998 年）をピークに減少し続け、2060 年には約 5 割となることが予想^{*1}されている。
- また、同時に、今日の世界においては、社会、経済、文化のグローバル化が急速に進展し、国際的な流動性が高まるとともに、新興国の台頭による国際競争の激化、生産拠点の海外移転等、我が国を取り巻く経済環境は厳しさを増し、国際競争力の低下、国際的な存在感の低下が懸念される。
- さらに、科学技術の爆発的な進歩と社会の高度化、複雑化や急速な変化に伴い、過去に蓄積された知識や技術のみでは対処できない新たな諸課題が生じており、これに対応していくため、新たな知識や専門的能力を持った人材が求められている。
- その一方で、かつてのような終身雇用、年功序列といった安定的な雇用環境は一変し、非正規雇用の割合は、昭和 60 年（1985 年）には 16%（655 万人）だったものが、平成 25 年（2013 年）には 37%（1,906 万人）にのぼる^{*2}など、雇用情勢も厳しさを増している。
- あわせて、都市化・過疎化の進行、地域間格差、経済的格差の拡大が指摘されており、格差の再生産・固定化が進み、社会の不安定化、地域の活力の低下につながるものが懸念される。

2. 子供たちの教育環境をめぐる現状

- 都市化・過疎化の進行、家族形態の変容等により、子供たちの教育環境には、近年大きな変化が生じている。
- 家庭をめぐる状況としては、世帯の構成別にみると、昭和 61 年（1986 年）から平成 24 年（2012 年）にかけて、三世帯世帯が 15%から 8%に減少し、夫婦と未婚の子のみの世帯も 41%から 31%に減少する一方、一人親と未婚の子のみの世帯は 5%から 7%に増加する^{*3}など、家族の小規模化が進んでいる。
- また、全世帯に占める子供のいる世帯は、昭和 50 年（1975 年）の 53%から平成 24 年（2012 年）

*1 「高齢化の推移と将来推計（内閣府「平成 26 年版高齢社会白書」より）」データ集 P.46 参照

*2 「正規・非正規の推移（総務省「労働力調査」より）」データ集 P.47 参照

*3 「世帯構成別割合（厚生労働省 平成 24 年国民生活基礎調査の概況より）」データ集 P.48 参照

には25%に減少する^{*4}とともに、15歳未満人口は今後においても減り続けることが予測され、平成24年(2012年)に約1,650万人であるものが、平成72年(2060年)には、約800万人に減少する^{*5}など、少子化の影響は子供の教育環境にも大きな影響を与えられとされる。

- 加えて、共働き世帯は、昭和55年(1980年)には、いわゆる専業主婦世帯(男性雇用者と無業の妻から成る世帯)の約半数であったのに対し、平成9年(1997年)付近より逆転し、平成25年(2013年)では1.4倍となっており^{*6}、一層の女性の活躍促進のためには、こうした変化に対応し、子供たちの教育を支える仕組みづくりが急務となっている。
- 学校の状況としては、1学校あたりの学級数が、小学校で12学級以下(1学年2学級以下)の学校が全体の51%(最多で1学校7学級)、中学校で9学級以下(1学年3学級以下)の学校が全体の41%(最多で1学校3学級)となっている^{*7}。
- さらに、不登校児童生徒数や特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒数、要保護・準要保護児童生徒数、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が増加する^{*8}など、より多様な児童生徒の状況に配慮した指導が必要な状況に置かれている。
- 地域の状況としても、こうした少子高齢化や都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、ライフスタイルの多様化を背景として、地域のつながりの希薄化や孤立化が懸念され、親子や教員と子供といった縦の関係、子供同士の横の関係だけでなく、親や教員以外の大人と子供が触れあう「斜めの関係」がますます必要になってきている。

3. 学校週5日制の経緯とその後の成果と課題

- 学校週5日制は、学校、家庭、地域が連携して、土曜日や日曜日を活用して、子供たちに、家庭や地域で生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むことをねらいとして、平成4年9月からの段階的实施を経て、平成14年度から完全実施された。
- それに伴い、学校教育においては、学校週5日制の完全実施に合わせて行われた学習指導要領の改訂において、新たに設けられた「総合的な学習の時間」などを活用し、各教科等の学習で得た知識を様々

*4 「児童のいる世帯及び平均児童数の年次推移(厚生労働省「平成24年国民生活基礎調査の概況」より)」データ集P.48参照

*5 「15歳未満人口推計(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)より)」データ集P.49参照

*6 「共働き世帯数の推移(内閣府「男女共同参画白書 平成26年度版」より)」データ集P.49参照

*7 「学校規模の現状について(文部科学省「平成25年度学校基本調査」より)」データ集P.50参照

*8 「不登校児童生徒の割合の推移(文部科学省「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)」データ集P.50参照

「特別支援教育の現状(文部科学省「平成25年度特別支援教育に関する調査」より)」データ集P.51参照

「要保護及び準要保護児童生徒数の推移(文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について(平成24年度)」より)」データ集P.53参照

「日本語指導が必要な外国人児童生徒数(文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成24年度)」)P.54参照

な体験活動等の中で実感をもって理解することや、学び方やものの考え方を身に付けさせるなど、生涯学習の基礎となる「生きる力」を育てていくこととされた。

- また、家庭や地域では、豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験などを経験させ、子供たちに豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育むため、地域で子供を育てる環境を整備することとし、平成 11 年度から 13 年度まで「全国子どもプラン」、平成 14 年から「新子どもプラン」を実施し、関係省庁の協力を得つつ、子供たちの体験活動の充実に資する各種施策が推進されてきた。
- さらに、平成 19 年度からは、文部科学省と厚生労働省との連携により、「放課後子どもプラン」が推進され、放課後児童クラブと連携しつつ、放課後や週末等の子供たちの安心・安全な居場所を設け、全ての子供たちに学習や体験・交流活動等の機会を提供する「放課後子供教室」の取組を推進している。
- これらを通じて、地域の高齢者や子育て経験者をはじめとする多様な人材の参画を得て、子供たちに様々な学習や体験活動を行う取組が全国各地で推進され、地域全体で子供たちを育む体制づくりが着実に進んできたところである。
- しかしながら、土曜日に様々な経験を積み、自らを高めている子供たちが存在する一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘等があることを踏まえ、平成 25 年 3 月に文部科学省に「土曜授業に関する検討チーム」が設置され、同年 9 月に取りまとめが行われた*⁹。
- その中で、「土曜日において、子供たちに、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会などこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域の全ての大人が連携し、役割分担しながら、取組を充実する必要があること」が提言されている。
- 今後の放課後や土曜日の教育活動の在り方の検討に当たっては、こうした経緯やこれまでの取組の成果を踏まえつつ、これからの子供たちが直面する、多様で変化の激しい社会を生き抜いていくための力を身に付けていくため、新たな方策を検討していく必要がある。

*9 「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ（平成25年6月）、最終まとめ（平成25年9月）（関連文書P.112～P.120）

II. 社会を生き抜くために必要な力と放課後・土曜日等の教育への期待

1. 社会を生き抜くために必要な力

(1) 「生きる力」を育む新しい学習指導要領の基本的な考え方

- 学校・家庭・地域が連携協力して、子供たちの教育に取り組んでいくためには、各学校の教育課程を編成する際の基準を定める「学習指導要領」の考え方を踏まえることが重要である。
- 平成20年度の学習指導要領の改訂では、生きる力を育む基本理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和のとれた育成を重視している*¹⁰。
- 特に、確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育むことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。
- このため、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実することとしている。また、これらの学習を通じて、その基礎となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視している。さらに、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することを重視している。

(2) 第2期教育振興基本計画における基本的方向性

- 教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府として策定するものであり、平成25年6月に第2期の教育振興基本計画が閣議決定されている。
- その策定に当たっては、「変化の激しい社会にあって、個人の自立と活力ある社会の形成を実現するためには、どのような資質・能力が必要か」との検討がなされ、同計画では、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が大きなテーマとして掲げられている。
- また、教育行政の基本的な方向性について、「社会を生き抜く力の養成」、「未来の飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「きずなづくりと活力あるコミュニティの形成」

*10 「生きる力」(平成8年中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」)

- ・基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力

の四つの方向性が打ち出されている*¹¹。

(3) OECDにおける「キー・コンピテンシー」の考え方

- 国際的な動向としては、OECDで提言された「キー・コンピテンシー（主要能力）」*¹²という考え方があり、「コンピテンシー（能力）」とは、「単なる知識や技能だけでなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、複雑な要求（課題）に対応することができる力」とされている。
- そして、その中でも「キー・コンピテンシー」とは、グローバル化と近代化により、多様化し、相互につながった世界において、特に、人生の成功や正常に機能する社会のために必要な能力として定義され、具体的には、「言語や知識、技術を相互作用的に活用する能力」、「多様な集団による人間関係形成能力」、「自律的に行動する能力」、「これらの核となる『考える力』」の内容で構成されている。

(4) 「社会人基礎力」の考え方

- 今後の多様で変化の激しい社会を生き抜いていくためには、子供たちが日頃の学校等における学習を更に自ら深めることや、実社会とのつながりを学ぶ機会を充実すること、実社会で役立つ力を育成していくことが重要である。
- 社会に求められる資質としては、例えば、平成19年に経済産業省が提唱したものとして、「社会人基礎力」があげられる。
- 「社会人基礎力」は、「職場や地域で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎力」であり、「基礎学力」や「専門知識」に加え、それをうまく活用していく力としての「社会人基礎力」を意識的に養成していくことが重要であるとされている。
- その内容としては、①「前に踏み出す力」～一歩前に踏み出し、失敗しても粘り強く取り組む力～（主体性、働きかけ力、実行力）、②「考え抜く力」～疑問を持ち、考え抜く力～（課題発見力、計画力、

* 11 ① 「社会を生き抜く力の養成」

社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力を誰もが身に付けられるようにする。

② 「未来の飛躍を実現する人材の養成」

変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引（けんいん）できるような人材を養成する。

③ 「学びのセーフティネットの構築」

厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が指摘される現在、上記2点を達成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにする。

④ 「きずなづくりと活力あるコミュニティの形成」

社会のつながりの希薄化などが指摘される中において、学校教育内外の多様な環境から学び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促すコミュニティの形成を図る。

* 12 「キー・コンピテンシー（主要能力）」は、

①社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力（個人と社会との相互関係）、②多様な社会グループにおける人間関係形成能力（自己と他者との相互関係）、③自律的に行動する能力（個人の自律性と主体性）

創造力)、③「チームワーク力」～多様な人々とともに、目標に向けて協力する力～（発信力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール力）とされ、それらは、人間性や基本的な生活習慣を土台としつつ、基礎学力や専門知識と相互に影響を及ぼしながら、能力の全体像を構成するとされている。

2. 放課後・土曜日等の教育活動への期待


- 今後の放課後や土曜日等の教育の在り方を検討するに当たっては、社会の動向や教育環境を巡る現状等を踏まえつつ、子供たちが社会を生き抜くために必要な力を身に付けていけるよう、学校・家庭・地域が連携協力しながら、社会総掛かりで教育に取り組む仕組みづくりの一つと捉え、全体として子供たちの教育環境を豊かにし、「生きる力」を育むという視点が重要である。
- そのため、放課後や土曜日は、学校教育との連動性を意識しつつも、学校教育だけでは実現しにくい、実生活・実社会とのつながりを体験的・探求的に学習できるよう、創意工夫に富んだ教育活動が行われることが期待される。
- 例えば、教員だけでなく、子供と関わる人材の多様性をはじめとして、異学年や異学校種も含めた学習集団のつくり方、学習時間の長さや実施場所など、様々な面で多様性・柔軟性等を生かした工夫が可能である。
- こうした前提を踏まえつつ、今後の放課後や土曜日等の教育への期待としては、以下の観点が考えられる。

(1) 学校での学びが深まり、広がる学習・体験の機会の充実

- 放課後や土曜日は、児童生徒の興味関心に応じて、学校における学びを更に深めることや、更に広がる機会となることが期待される。
- また、学校における学習が、生活や社会とどのようにつながっているのかを体験的・探求的に学ぶことができる機会として、その後の学習活動の動機付けとなることも期待される。

(2) 安心して子供を産み育てられる環境づくりとしての教育活動の充実

- 放課後や土曜日は、社会全体の要請や子供たちの多様なニーズに応じていく機会としても期待される。
- 例えば、保護者にとって、安心して子育てや仕事を両立できる環境づくりの観点から、子供たちが放課後や土曜日に、家庭だけでなく、地域の多様な大人と触れあい、多様な学習ができるよう、学習やスポーツ・体験活動の機会やプログラムを充実していくことが期待される。

- 
- また、特別な支援を必要とする子供や、外国人の子供、児童養護施設に入所している子供など、様々な事情から特別なニーズのある子供たちへの学習機会を、これまで以上に教育と福祉の連携を深めつつ、充実していくことが期待される。

(3) 子供たちの主体性を引き出し、実社会で役立つ力を培う学習・体験機会の充実

- 放課後や土曜日は、子供たちが与えられたプログラムをこなすだけでなく、子供たち自身の意欲や参画を重視し、主体性を引き出す機会とすることや、子供たち自らが企画・参画することにより、成功や失敗の経験などから、更に様々な学びにつながっていく機会となることが期待される。
- また、実社会とのつながりを感じ、将来の目標をもって学ぶ機会となるよう、多様なロールモデルや「本物」に出会う機会を充実することが期待される。

(4) 学習意欲・学習習慣形成・学力向上の観点からの学習機会の充実

- 放課後や土曜日は、子供たちが学ぶ楽しさや学ぶ意義を感じ、学習意欲の向上や学習習慣の形成につながる機会となることも期待される。
- 例えば、学校生活の入り口の時期の子供の学習習慣の形成や、学校での学習の理解が必ずしも十分でない子供たちが「学ぶ楽しさ」「分かる喜び」を感じ意欲を高める機会、学習が進んでいる子供たちが発展的な学習をする機会とするなど、補充的又は発展的な学習の機会として活用することも期待される。

III. 今後の放課後・土曜日等の教育活動の基本的方向性

こうした放課後や土曜日等の教育への期待等を踏まえ、子供たちが社会を生き抜く力を身に付けていくことができるよう、社会総掛かりでの教育の実現に向けて、現在各地域で実施している取組を生かしつつ、今後、更に充実していくべき放課後や土曜日等の教育活動の基本的な方向性について、以下のとおり整理する。

1. 学校と放課後・土曜日等の学びがつながる仕組みづくりの推進

- 学校・家庭・地域の連携・協働による社会総掛かりでの教育の発展的展開
 - ・放課後子供教室や学校支援地域本部、学校運営協議会等の連携強化や一体的実施の推進
 - ・就学前から中学校までなどの学校間連携を意識した仕組みづくりの推進
- 学校や子供たちを核とした地域づくりの推進
 - ・多様な関係者がつながる学校施設の複合化・共用化
 - ・子供に関わる大人の学びのコミュニティ化の推進と地域の活性化

2. 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実

- 女性の活躍促進に向けた放課後等の支援の充実
 - ・男女が共に子育てや仕事を両立できる環境づくりの観点からの放課後対策の充実
 - ・放課後児童クラブの受皿拡大への協力
- 学校や放課後子供教室と放課後児童クラブの連携強化
 - ・放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的実施の推進
 - ・学校施設の活用促進
 - ・全ての子供たちを対象とした多様な学習・体験プログラムの充実
- 中高生を対象とした放課後等の支援の充実
 - ・学校支援地域本部等の仕組みを活用した放課後等の学習支援の充実
 - ・ボランティア活動など、自ら主体的に考え、行動し、地域課題等に大人と協働して取り組む機会の充実
- 特別なニーズのある子供たちへの支援の充実
 - ・特別な支援を必要とする子供、外国人の子供、児童養護施設に入所している子供たちへの放課後等の支援の充実

3. 多様な主体の参画による土曜日の教育活動の推進

- 地域人材や保護者、企業・団体、NPO、民間教育事業者、大学等の多様な主体が教育活動に参画する仕組みづくりの推進
 - ・地域人材や保護者が参画しやすい仕組みづくりの推進
 - ・企業等の人材が教育活動に参画するための仕組みづくりの推進
 - ・NPO、民間教育事業者、大学等との連携・協力の促進
- 学校と地域・企業・大学等の多様な主体をつなぐコーディネート機能の充実

4. 実社会につながる「土曜日ならではの」多様なプログラムの充実

- 子供たちの主体性を引き出し、実社会につながる学習機会・内容の充実
 - ・地域や社会で役立つ経験・体験の機会の充実
 - ・企業等との連携による実社会での経験を踏まえたプログラムの充実
 - ・多様な大人・ロールモデルに出会う機会の充実
- 学ぶ楽しさや学ぶ意義を感じ、学習意欲・習慣の形成につながる学習機会の充実
 - ・学ぶ基礎を培う就学前の教育機会の充実
 - ・習い事や学習塾等の民間教育事業者等との連携による補充・発展的な学習機会の充実
- 「地域ならではの」プログラムの充実と“全国どこでも学べる”体制づくり
 - ・「地域ならではの」特性を生かした教育機会の充実
 - ・ICTの利活用による学習プログラムの充実

5. 持続可能な体制づくりの推進と全国取組の活性化

- 持続可能な仕組みづくりのためのコーディネート機能の強化
 - ・コーディネーターの配置の充実や研修の体系化・充実
- コーディネーター等の活動を支えるサポートシステムの充実
 - ・スーパーバイザーの配置や社会教育主事によるコーディネーター等への助言体制の充実
- 全国取組の活性化に向けた中間支援機能の強化
 - ・コーディネーターや放課後・学校支援関係者等の全国的なネットワークの形成等に必要な中間支援機能の強化
 - ・子供の教育活動に係る人材や財源が、公的支援だけでなく民間も含め継続的に集まる仕組みづくりの推進

IV. 基本的方向性を実現する具体的方策①

～全ての子供たちのための放課後等の教育の充実に向けた新たな方策～

1. 学校と放課後や土曜日等の学びがつながる仕組みづくり

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による社会総掛かりでの教育の発展的展開

- 未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、社会総掛かりで教育に取り組むことが重要であり、この趣旨は平成 18 年に改正された教育基本法にも明記されている*¹³。
- 「社会総掛かりでの教育」を実現するためには、それぞれの主体が子供の教育に関わる重要性等についての理解を深めるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働して教育活動を展開するための具体的な仕組みが必要である。
- そのための具体的な仕組みとして、地域住民が放課後の子供たちの教育活動を支援する「放課後子供教室」、学校の授業や部活動、学校行事等を支援する「学校支援地域本部」*¹⁴、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」*¹⁵等の取組が全国で広がりつつある。
- 平成 25 年度には、放課後子供教室は公立小学校の 51%の 10,376 教室、学校支援地域本部は公立小中学校の 28%の 3,527 本部(8,654 校)*¹⁶、コミュニティ・スクールは平成 26 年 4 月現在 1,919 校の公立学校で取り組まれ、年々増加してきており、取組の効果が広まり、学校・家庭・地域の協働体制の構築や地域とともにある学校づくりが進んできているといえる。
- 第 2 期教育振興基本計画においても、今後取り組むべき具体的方策として、「全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指す」としており、更なる取組の充実を図る必要がある。
- また、放課後の支援と学校支援等の連携や、放課後支援の関係者と学校との情報共有が十分でないなどの課題もあり、これらの機能を有機的に組み合わせた発展的な仕組みづくりを進めていくことが重要である。

(2) 学校と放課後等の学びがつながる“横の連携”の仕組みづくり

- 子供の時間は、学校と放課後や週末もつながっており、「学校で学んだことを、放課後にもう少し調べてみたい」と思うような、学びや遊びの連続性を意識した教育活動の支援が重要である。
- また、子供の教育活動に地域の住民が関わることにより、学校以外で見せる子供の多様な側面に

* 13～* 16 施策関連資料P.62～P.63参照

気付き、教員とは違った視点から子供を多面的に見ることができ、更にその情報を教員と共有することにより、学校教育に生かすことにもつながり、効果的である。

- そのため、放課後支援関係者と学校関係者や学校支援関係者が日常的に情報を共有したり、課題を話し合ったりする機会を設けることが重要であり、例えば、学校区ごとに、放課後子供教室、放課後児童クラブ、学校支援地域本部、学校関係者等からなる協議会を設けたり、その協議会を基盤として学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に発展させることで学校・家庭・地域の組織的・継続的な連携・協働体制を確立することも一つの方策である^{*17}。
- その中で、教育目標や育てたい子供像、子供たちの状況などの情報、アクション（実際の支援活動）の方向性など、子供たちを総掛かりで育むための基本的な方向性を共有し、理解を深めることが重要である。

（3）就学前と小学校、小学校と中学校など“縦の連携”が生まれる仕組みづくり

- 学校・家庭・地域が連携・協働する上で、学校区を一つの地域単位とする仕組みづくりは、三者が当事者としての意識や役割を持ちやすく、顔の見える関係として思いや行動を共有でき、効果的である。
- 一方、一つの学校区だけで仕組みづくりを進めることは、その学校区だけに地域が閉じてしまい、小学校から中学校に進学すると、これまでの目標や情報、活動が繋がらないといった課題もあり、子供たちの発達段階を通じた縦の連携を意識することも大変重要である。
- 子供たちを取り巻く社会の状況が様々に変化し、課題が多様化、複雑化してきている中、学校においては、複数の学校段階間で連携して課題解決に当たることがより一層求められており、幼児期の教育と小学校の連携や小学校と中学校の連携・一貫教育などを進める動きもある。
- 学校間連携は、学びの連続性を意識した体系的な教育の実現や、進学によって、新しい環境での学習や生活に移行する段階での諸問題の発生（いわゆる中1ギャップ）の抑制といった効果があり、学校と地域の連携と併せて取り組むことで大きな効果が期待できる。
- 例えば、ある自治体（奈良市）では、中学校区を単位として、学校支援や放課後支援を行う仕組みづくりを行い、自治会や社会福祉協議会等の地域の各種団体の代表者、PTA、教職員等からなる「地域教育協議会」（学校支援地域本部）を市内の全ての中学校区に設置し、その中学校区にある、幼稚園、小学校、中学校にそれぞれ「運営委員会」を置き、学校支援活動や放課後子供教室の活動に取り組んでいる^{*18}。

* 17～* 18 事例集P.82～P.83参照

- 中学校区を単位とすることで、学校と地域だけでなく各学校間の連携が促進され、地域や各学校園の現状や課題が共有でき、幼稚園と小学校、中学校の接続がスムーズになり、義務教育9年間を見通した、子供たちのより良い学びのための校区の基盤づくりにつながっている。
- なお、こうした仕組みづくりを進めるに当たっては、地域と学校が連携することの効果に関係者が理解し合うことが重要であり、取組により子供や学校がどう変わったか、といった効果を客観的に把握できるよう、数値も含めた成果を蓄積していくことが必要である。

2. 学校や子供たちを核とした地域づくり

(1) 多様な関係者がつながる学校施設の複合化・共用化

- 子供たちに関わる多様な関係者がつながり合い、社会総掛かりで子供たちを育てていくためには、学校施設の複合化・共用化を進め、物理的に交流できる場づくりを推進していくことも一つの方策である。
- 例えば、ある自治体（千代田区）では、一つの空間の中に幼稚園と保育所、認定こども園をつくり、その上に小学校と放課後子供教室があり、夜は地域住民が活動するコミュニティ施設になるという事例があり、それらの関係者が定期的に情報共有を図っている*¹⁹。
- また、ある自治体（横浜市）の中学校では、学校内にコミュニティスペースが併設されることにより、乳児から小学生、高齢者までがそこに集うことができ、学校の中に、“地域の縁側”といった地域施設の機能を果たす場所があることにより、学校と地域をつなぎ、地域全体で子供たちを育む環境ができていた事例もある*²⁰。
- 被災自治体（岩手県大槌町）においても、将来の町を担う子供たちが、郷土に誇りを持ち、文化の継承と復興に取り組む価値を見いだす教育づくりとして、「ふるさと科」を導入し、学校・家庭・地域の協働による小中一貫教育を推進しており、新たに建設する学校施設の中に、「井戸端会議室」という地域連携室を設置し、地域の大人が集い、災害時には防災拠点となる開かれた学校づくりの計画が進んでいる*²¹。
- 既存の学校施設においても、学校と地域が共用できるスペースを設けるなどの工夫を進めるとともに、今後、学校施設の新築・改築が進められる際には、地域の人々の交流の場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備も意識した計画がなされることが期待される*²²。

* 19～* 21 事例集P83～P85参照

* 22 「学校施設環境改善交付金交付要綱」交付対象事業において、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の地域・学校連携施設（複合型促進型をいう。）の新築、増築又は改築（構造上危険な状態にあるものに限る。）（平成18年度から平成28年度までの間に行われるものに限る。）（校舎又は屋内運動場の新築、増築又は改築と同時に進められるものに限る。）に要する経費の1/3を補助することができる。

(2) 子供に関わる大人の学びのコミュニティ化と地域の活性化

- 子供たちは、家庭や学校、地域、企業等をはじめとする多くの大人とのつながりの中で育つものであり、子供に関わる大人が、いかに自らの生活・社会経験や知恵等を子供に伝えていくかが重要であることから、大人も学び、学ぶためにつながっていくことが重要である。
- また、そうした子供との関わりの中で、大人の学びのコミュニティも創っていくことが重要であり、それが子供たちの未来を育むことにもつながり、街の未来にもつながることとなる*²³。
- 「いいまちはいい学校を育てる」、「いい学校がいいまちをつくる」というように、学校は地域づくりの一つの大きな核であり、コミュニティが学校を育て、学校がコミュニティを育てるという関係性が定着していくことが望まれる。

3. 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実

(1) 女性の活躍促進に向けた放課後等の支援の充実*²⁴

- 仕事と家庭を両立するための環境整備の推進等により、共働き家庭は増加し、国は、保育所の「待機児童解消加速化プラン」等に取り組んでいるが、小学校入学で、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない、いわゆる「小一の壁」の存在が課題となっている。
- 共働き家庭等の子供たちの放課後等の居場所づくりについては、厚生労働省の放課後児童クラブ等による整備が進められ、平成 25 年度現在、21,482 か所の放課後児童クラブを 889,205 人が利用しているが、利用できない児童（いわゆる待機児童）が 8,689 人（平成 25 年度）存在*²⁵しており、厚生労働省が市町村に聞き取りを行った調査によれば、平成 31 年度時点の利用ニーズは約 120 万人と推計され、新たに約 30 万人分の受皿を拡大する必要がある。
- 「日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）」の改訂に向け、本年 1 月に閣議決定された「成長戦略進化のための今後の検討方針」においても、今後取り組むべき重要課題として、「小学校入学後も、子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、子どもを持つ女性等の就業を更に促進する観点から、待機児童解消等に向けた学童保育の充実等」が挙げられており、対応が急務となっている。
- また、共働き家庭に限らず、少子化や都市化等の影響により、全ての子供たちにとって、異年齢の子供たちと交流する機会や、親や教員以外の大人と触れあう機会が少なくなっており、放課後等に、学校の級友以外の友達や、多様な大人と交流できる居場所の確保は共通の課題である。
- さらに、放課後に習い事や学習塾等の多様な学習機会を活用する子供たちがいる一方、そうした機会を有意義に活用できない子供たちとの間での学習機会の格差も指摘されており、全ての子供た

* 23 事例集 P.85 参照

* 24 ~* 25 施策関連資料 P.69 ~ P.70 参照

ちに豊かな学習・体験の機会が提供される環境づくりを進めていくことが必要である。

- これらに対しては、平成 19 年度より、文部科学省と厚生労働省が、放課後子供教室と放課後児童クラブを連携又は一体的に実施する「放課後子どもプラン」を推進してきているが、依然として一体的実施や連携、学習プログラムが十分でないなどの課題があり、「放課後子どもプラン」の更なる充実が求められる。

(2) 学校や放課後子供教室と放課後児童クラブの連携強化

① 新たな放課後対策の基本的な考え方

- 小学校入学後の待機児童解消に向けた検討については、政府全体としても、産業競争力会議（議長：内閣総理大臣）を中心に行われ、平成 26 年 5 月 28 日の同会議課題別会合において、文部科学大臣と厚生労働大臣の共同により、新たな放課後対策として「放課後子ども総合プラン」が提案され、両省において具体策の検討が進められている*²⁶。
- 新たな提案においては、いわゆる「小一の壁」を打破し、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保する観点と、次代を担う人材の育成のため、全ての子供たちが多様な学習・体験活動を行うことができる環境の整備を図る観点の両面から、総合的に放課後対策の推進を図るため、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を強力に推進する方向性が示されている。
- 具体的には、平成 31 年度までに約 30 万人分の放課後児童クラブの新たな受皿を拡大するため、全小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に、又は連携して実施すること、そのうち約 1 万か所以上を一体型とすること、基盤となる放課後子供教室を全小学校区で整備すること等が提案されている。
- また、そのためには、学校施設の一層の活用を図り、新たに開設する放課後児童クラブの約 80% の学校内での実施を目指すことや、全ての子供たちを対象としたプログラムの充実を図ることなどが打ち出されている。
- これらの具現化に向け、文部科学省は、厚生労働省と一層の連携を図りつつ、具体的方策や持続可能な仕組みづくりに向けた検討を早急に進めていくことが求められる。
- また、各自治体においても、今後の放課後対策の充実に向けた検討を進め、例えば具体化に向けた目標を自治体の行動計画等に位置付けていくなど、計画的な整備を進めていくことが重要である。

② 学校施設の活用の促進

- 学校施設は、子供たちが放課後に校外に移動せず安全に過ごせる場所であり、学校の教育活動だ

* 26 施策関連資料 P.71～P.72 参照

けでなく、放課後の活動においても、可能な限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等を有効に活用することが重要である。

- 学校施設を放課後児童クラブなどに転用する際の財産処分手続は既に大幅に弾力化され、平成21年度には、放課後子供教室や放課後児童クラブの実施に際して、余裕教室等の活用促進を図る通知も発出されているところである。
- しかしながら、学校施設管理上の理由から、教育委員会や学校の理解が得られない場合があるなど、教育と福祉の関係者の間に意識の壁があるのではないかとの指摘もある。
- 放課後児童クラブが学校内の余裕教室や専用施設等で実施している割合は、平成25年度時点で約50%となっており、今後新たに開設する放課後児童クラブについては、その割合を大幅に高めていく必要があると考えられ、より一層の学校施設の活用促進が求められる。
- そのためには、放課後活動の管理運営上の責任体制を明確化するとともに、事故が起きた際の対応や、学校が放課後児童クラブのスペースを使用することとなった場合の取決め等について、首長と教育委員会で協定を締結している自治体もあり^{*27}、こうした事例の共有により、教育委員会や学校の不安を一掃していくことが求められる。
- また、余裕教室は、文部科学省の調査(平成25年5月現在)によると、小学校で約43,000教室あり、99%が既に活用されている^{*28}が、そのうち92%は当該学校の施設として、学習方法・指導方法の多様化に対応したスペースや、特別教室、授業準備のスペース、教職員のためのスペース、地域への学校開放を支援するスペース、学校用備蓄倉庫等に活用されており、これらのスペースについて、各自治体において放課後対策のために利用できないか検討することも重要である。
- 放課後対策は、実施主体にかかわらず、同じ学校に通う児童生徒の健やかな成長のため、立場を越えて連携して取り組むことが重要であり、教育委員会と福祉部局の行政関係者、学校関係者、放課後支援関係者、保護者等からなる協議会を設け、学校施設の活用に関する計画を協議し、状況を公表することや、日頃の活動の中で信頼関係を高めること等を通じて、関係者間の理解の促進を図ることも重要である。
- なお、新たな教育委員会制度において設けることとされている総合教育会議^{*29}を活用し、首長と教育委員会が総合的な放課後対策について十分協議し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的実施を進めていくことや、学校施設の積極的活用を促進することなども期待される。

*27 事例集P.86参照

*28 施策関連資料P.73参照

*29 施策関連資料P.73参照(関連文書P.121~P.136)

③ 全ての子供たちを対象とした多様な学習・体験プログラムの充実

- 放課後等における子供たちの豊かな教育環境の実現のためには、居場所の確保や自由な遊びだけでなく、学校で学んだことを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動、地域の歴史や伝統を学ぶ活動など、子供たちの興味関心やニーズに応じた多様なプログラムが充実することが望ましい*³⁰。
- また、例えば、子供たちによるボランティア活動や、子供たち自らが放課後活動の企画に参画したり、高学年の子供たちが低学年の子供たちの学びをサポートする活動など、与えられたプログラムをこなすのではなく、子供たちの主体性を引き出し、地域で役に立つ経験や、失敗を恐れずに挑戦する経験等を通じて、自尊心や達成感が高まるような機会が充実することも重要である。
- こうした多様な学習・体験プログラムに、共働きか否かに関わらず、全ての子供たちが参加できること、低学年だけでなく、高学年の子供たちの学ぶ意欲を満たす内容も充実することが重要であり、基盤となる放課後子供教室をこれまで以上に充実させ、原則として全ての小学校区で実施できるよう計画的に整備していくことが必要である。
- そのためには、地域住民等の一層の参画を促すとともに、これらの人材に加え、大学生や企業OB、地域の高齢者、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、文化・芸術団体などの参画を促進していくことが重要である*³¹。
- また、多様なプログラムを展開するためには、学校の図書館、体育館、校庭等の多様なスペースを活用することが有効であり、余裕教室だけでなく、これらの施設の一時利用を積極的に促進していくことが必要である。
- その際、図書ボランティアやスポーツ活動ボランティアを充実するなどして、それぞれの場の安全管理を図る工夫も必要であり、これらの人材の確保に当たって、学校支援に関わるボランティアの放課後への参画を促すことも有効である。
- なお、学校の長期休暇中は、家庭や地域で過ごす時間が長く、この機会のプログラムを充実したり、地域の様々な団体が実施する学習や体験活動と放課後子供教室が連携するなどして、参加児童が有意義に過ごせるような工夫も重要である。

④ 一体型を中心とする放課後対策の推進

- 新たな放課後対策の推進に向けては、現在、既に同じ学校内で放課後子供教室と放課後児童クラブを実施している場合には、共通のプログラムの実施や相互交流等を通じて、速やかに一体的実施を進めるとともに、新たに設置する場合にも、可能な限り学校施設を活用しつつ、一体的実施を想

* 30～* 31 事例集P.86～P.87 参照

定した整備を進めることが求められる。

- その検討に当たっては、地域の実情やニーズに応じて、実施頻度や場所等について、持続可能なものとなるよう進めることが重要である。
- 例えば、学校内で行う一体型の取組であっても、実施頻度については、地域のニーズ等に応じて、毎日、放課後子供教室を実施し、一定の時間まで共通のプログラムを提供し、その後は放課後児童クラブの児童の生活の場も確保する地域もあれば、放課後子供教室は週1～2回など定期的な開催とする地域も考えられる。
- また、実施場所についても、放課後児童クラブが児童館等で実施する場合など、やむを得ず同一の場所で実施できない場合には、例えば、放課後子供教室の開催日には、小学校等で行うプログラムに参加した後に児童館等へ移動する、といった連携を進めることも重要である。
- いずれの場合においても、全ての子供たちが多様なプログラムに参加できるよう、原則として、全ての小学校区において、放課後子供教室と放課後児童クラブとの一体的実施や連携を進めることが求められる。
- なお、学校施設を有効に活用しつつ、一体型を中心とした放課後対策を推進していくためには、まず、その実施主体、管理上の責任体制を明確にし、関係者間の理解を深めていくことが重要である。
- 放課後の活動は、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一つとして位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校ではなく、市町村の首長部局や教育委員会等となり、これらが責任を持って管理運営に当たること、また、具体の運営方針や人材や資金の集め方、プログラムの評価・検証等については、市町村に、行政、学校関係者、放課後支援関係者、保護者等からなる協議会等を設けて協議していく、といった体制づくりが必要である。
- その際、子供たちの成長を皆で共有していくことが重要であり、放課後の子供たちの様子を学校の教職員や保護者とも共有できるよう、定期的・日常的に、放課後児童クラブや放課後子供教室の関係者と学校の教職員との情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい。
- また、保護者が放課後の子供たちの様子を把握し、家庭教育に生かしたり、家庭での子供の状況を放課後関係者が把握したりすることは極めて重要であることから、保護者との対話や連絡帳のやりとり等を通じて保護者との連絡を密にするとともに、保護者が担い手として参画できるような工夫も必要である。

(3) 中高生を対象とした放課後等の支援の充実

- 小学生だけでなく、中学生や高校生にとっても、放課後等の時間をいかに過ごすかは大変重要であり、全国学力・学習状況調査*³²によると、平成25年度現在、学校の部活動に参加をしている中学生（調査対象：中学3年生）は86%にのぼっているが、13%は部活動には参加していない状況がある。
- また、平日1日3時間以上テレビやビデオ・DVDを見る生徒や、2時間以上テレビゲーム等を行う生徒、2時間以上インターネットを行う生徒は、それぞれ約30%にのぼり、ほぼ毎日携帯電話での通話やメールをする生徒も約40%となっており、放課後に、家庭等で個人で過ごす時間が長いことがうかがえる。
- 中学生が地域と関わる機会は、近年増加傾向はうかがえるが、地域行事に参加する生徒は約40%、地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったことのある生徒は23%、地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあるという生徒は約27%にとどまり、いずれも小学生に比べて少なく、日常生活の中で、中学生が地域や社会との関わる機会が十分でないことが推測される。
- こうした中、学校支援地域本部の仕組みを活用し、地域の学習ボランティアが、学級担任や部活動の顧問の教員等と連携しつつ、中学生に放課後の学習支援を行っている事例もある*³³。
- また、子供が持つ力を発揮する機会を充実するため、例えば、中学校に、ボランティアクラブをつくり、他の部活動と兼ねられるなど参加しやすい体制としつつ、地域の特産物を生かして“学区ブランド”を子供たちが企画・開発したり、地域のお祭りや放課後子供教室を支援するといった取組を行っている事例や、高校のボランティア部の生徒が、放課後子供教室において小学生の学習支援を行っている事例もある。
- 次代を担う子供たちにとって、中学生や高校生等の時期に、多様なロールモデルに出会う機会や、自ら主体的に考え、行動し、地域課題等に大人と協働して取り組むといった経験は、社会的自立を支えていく上で大変重要であり、こうした取組も含め、中高生が有意義に過ごせる放課後対策の一層の充実が期待される*³⁴。
- なお、放課後の活動の場があることで、例えば、ある自治体（名古屋市）では、地域の児童館で活動する中学生や高校生のサークル、さらには放課後教室を体験した大学生、その小学校を卒業した社会人等が、現在在籍している子供たちの支援に関わるなど、縦のつながりや支援の循環も生まれており、放課後対策の充実は、社会総掛かりでの教育の担い手育成にもつながっていると見える*³⁵。

* 32 「中高生の放課後について（平成25年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙より）」データ集P.56～P.58参照

* 33～* 35 事例集P.87～P.88参照

(4) 特別なニーズのある子供たちへの放課後等の支援の充実

- 全ての子供たちの豊かな教育環境の実現のためには、特別な支援を必要とする子供や、日本語指導が必要な外国人の子供、日本国籍であるが日本語指導が必要な子供、児童養護施設等で暮らす子供など、多様な子供たちの状況に配慮した、きめ細かな支援も必要である。
- 特に、特別支援学級や特別支援学校等に在籍する特別支援教育の対象となる子供たちや、日本語指導が必要な子供たちは近年増加しており、学校の教育活動の一つとしての支援に加え、こうした子供たちが放課後の活動に参加しやすい工夫を行うことも重要である。
- 例えば、コーディネーターやボランティアに対する研修の中で、発達障害に関する理解を深めるテーマを取り上げたり、特別支援学校における放課後子供教室において、教育学部や福祉学部等の大学生の参画により活動を行っている事例もある^{*36}。
- これらの事例を共有するとともに、今後の放課後のプログラムの充実を図る中で、障害の理解や国際理解を深める内容を取り上げたり、小・中学校等と特別支援学校の子供たちの交流を促進する活動等を充実することも考えられる。
- また、児童養護施設で暮らす児童も増加しており、厚生労働省や自治体の福祉部局を中心にこれらの児童への支援の充実を図っているが、大学等への進学率が全ての高等学校卒業者に比べて著しく低いなどの課題もあり、厚生労働省と連携しつつ、学校教育だけでなく、放課後等において学習意欲や学習習慣の形成を支援することも重要である。
- そのための方策として、学校施設等で行う放課後等の活動に参加しやすい工夫を行うだけでなく、例えば、こうした子供たちへの支援を行う NPO 等と連携するなど、出前教室のような形で施設等に出向いて行う形式等も考えられる。
- これらの特別なニーズを有する子供たちの支援の充実に当たっては、今後一層、教育と福祉の連携を深め、行政の縦割りの役割分担にとらわれない新たな方策等を検討していくことが期待される。

4. 持続可能な仕組みとするためのコーディネーターの育成・機能強化

(1) 学校と地域をつなぐコーディネーターの役割や位置付け

① コーディネーターの役割と効果的な配置・位置付け

- 学校と地域、学校と放課後の活動をつなぐためには、コーディネーターの役割が重要であるが、コーディネーターが一人で多くの調整を担い、後継者不足等が課題となるなど、持続可能な体制づくりが必要である。

* 36 事例集 P.89～P.90 参照

- ある自治体（奈良市）の例では、中学校区の「地域教育協議会」に「総合コーディネーター」を、幼小中の各「運営協議会」に「代表コーディネーター」を位置付け、中学校区内の各学校園間で協力体制を築いている。
- また、ある自治体（小平市）では、一つの学校区内に、活動ごとに学習支援部会、部活動支援部会、家庭教育支援部会などの部会を設け、各部会にコーディネーターを置き、コーディネーターの連絡会を設置している例もある*³⁷。
- また、コーディネーターが活動しやすい環境づくりとして、職員室に学校支援地域本部のコーディネーターの籍を置き、日頃から教員と情報を共有したり、職員会議や学校運営協議会への参加等を通じて、学校との協力関係を深めている例もある。
- 活動をより充実させるためには、コーディネーターが学校とイコール・パートナーとなりつつ、地域の人材の発掘・確保、保護者の協力を得ていく必要があり、その活動をNPOが支援したり、事務処理に係る負担の軽減を図ることも重要である。
- 例えば、被災地の自治体（福島県檜葉町）では、厳しい状況にある子供たちの学習環境の改善のため、行政との連携のもと、東京のNPO法人が中心となって放課後の学習支援活動を立ち上げ、NPO職員がコーディネートを担い、地域住民が参画することにより、ノウハウを学び、人材育成につながっている例もあり、行政とNPO、地域住民・団体との連携を推進することも効果的である*³⁸。

②学校のコーディネーター（地域連携担当の教員等）の位置付けの明確化

- 学校と地域の協働を進める上で、教員の理解の不足や、教員の人事異動により継続性が担保されにくいといった課題がよくあげられる。
- そのため、地域側の窓口としてのコーディネーターだけでなく、学校側の窓口として、地域連携担当の教職員を置く例や、地域連携の業務を校務分掌に位置付ける例もあり、効果的である。
- また、初期の段階では、校長などの管理職がリーダーシップを取り、次第にこうした体制づくりにつなげていくということも一つの方策である。
- なお、学校の体制づくりは、学校独自の取組だけでなく、自治体全体の体制づくりの一つで行われることも重要であり、例えば、行政での社会教育主事の経験のある教員を学校に配置していく仕組みづくりを都道府県全体で進めている事例*³⁹もあり、こうした行政による体制づくりが進められることが期待される。

* 37～* 39 事例集P.90～P.92参照

(2) コーディネーターの育成・機能強化に向けた研修の充実

- 持続可能な仕組みづくりのためには、コーディネーターの育成やスキルアップのための研修の充実、コーディネーター同士が情報を共有し合えるネットワークづくり等を進めることが重要である。
- 研修の内容、回数、対象等については、都道府県レベルで検討・実施されており、年に数回、市町村からの推薦によるコーディネーターに対して実施されているものが多くみられる*⁴⁰。
- 今後のコーディネート機能の強化に向けては、これからコーディネーターになる人、始めたばかりの人、地域のコーディネーターのリーダーや総括を務める人などでは課題や役割も異なることから、そうした対象ごとの研修を設けたり、経験豊富なコーディネーターと情報共有できる機会を設けるなど、コーディネーターの資質向上を図れるような仕組みを構築することが重要である*⁴¹。
- また、一体型を中心とする放課後対策を推進していくためには、より一層、放課後子供教室と放課後児童クラブの研修を合同又は連携して進めていくこと、教員や学校支援関係者向けの研修の充実を図ること、これらの人材が共に参加し、課題や目標を共有したり、ネットワークを構築できる共通の研修を充実することなども重要である*⁴²。
- 研修を実のあるものにするためには、希望者が参加しやすいように配慮しつつ、今後、その地域が進めていきたい体制づくりに見合った人材育成が行えるよう、各自治体において、年間や将来を見通した研修の体系を構築していくことが期待される。

5. 全国の実践の活性化のための中間支援機能の強化

(1) スーパーバイザー等の配置によるコーディネーターへの助言体制の構築

- 持続可能な仕組みづくりのためには、コーディネーター等の活動を支える、サポートシステムを充実していくことも重要である。
- 例えば、各都道府県などある程度広域の範囲に、スーパーバイザーやアドバイザーといった、コーディネーターに助言ができる人材の配置を進めていくことも一つの方策である。
- また、こうした役割を社会教育主事が担い、行政と学校、地域をつなぎ、コーディネーターの活動を支えていくことも重要である。

(2) 中間支援機能の強化

- 社会総掛かりでの教育を絵に描いた餅にせず、具体化し、そして持続可能なものとしていくためには、こうした活動を支える広域的な基盤づくりも必要であり、地域単位だけでなく、全国のスーパー

* 40～* 42 事例集P.92～P.93参照

バイザー、コーディネーターを始め、学校支援や放課後支援に係る人材、NPOなどのネットワーク形成を図る中間支援組織の創設を視野にいれることも必要である。

- また、国や都道府県、市町村が必要な支援策を講じることと併せて、例えば、寄附や基金など、教育支援に係る人材やもの、財源が、公的資金のみならず、民間も含めて、継続的に集まるような仕組みの構築も重要である。
- さらに、新たな課題や方策に取り組む自治体や学校区や一定の機能を満たしている取組に対し、国や中間支援組織が一定の認証や呼称を付して取り上げたり、取組の成果や課題等を評価・検証し、全国に発信していくなど、全国の取組の充実に向けた新たな方策が期待される。

V. 基本的方向性を実現する具体的方策②

～土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた新たな方策～

1. これまでの経緯と土曜日の教育活動の理念

- 土曜日における教育活動の理念については、文部科学省に設置された「土曜授業に関する検討チーム」において、平成25年9月に、次のとおり整理された^{*43}。

- ・ 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという理念は、普遍的に重要。
- ・ 学校週5日制は、このような基本理念を踏まえて導入されたものであるが、一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在する^{*44}との指摘。
- ・ 子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化、スポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。

- このような観点から、学校における学習機会の提供の一つの方策として土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、平成25年11月に学校教育法施行規則の一部改正が行われた^{*45}。
- また、土曜日の教育活動の推進に当たっては、質の高い土曜授業の実施のための支援策を講じるとともに、地域における学習やスポーツ、体験活動等の様々な活動を一層促進するための方策など、子供たちの土曜日を全体としてより豊かで有意義なものとするための施策についても検討する必要がある、という基本的な考え方が示された。
- これらを踏まえ、新たに、平成26年度より、国として、土曜日の教育活動の推進に係る施策を実施^{*46}することから、土曜日の豊かな教育の実現に向けた新たな方策の考え方について、以下のとおりまとめる。
- なお、ここで示す内容は、新たな方策として考えられる事柄を網羅的、かつ、より良い方策として示したものであり、子供たちの豊かな教育環境の実現に向けては、地域の実情に応じて、まずは、できることから始めていくことが重要である。

*43 施策関連資料P.75参照

*44 データ集P.59～P.60参照

*45～*46 施策関連資料P.76～P.77参照

2. 土曜日の教育活動の実施主体や特徴

(1) 土曜日の教育活動の形態と実施主体

- 土曜日の教育活動については、その実施主体は扱う内容等により、以下のような幾つかの形態に整理できる*47。
 - ・ 児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」
 - ・ 学校が主体となって、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」
 - ・ 教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行う「土曜学習」
- このうち、「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」などが主体となって、土曜日の教育活動を行う場合は、「土曜学習」に該当し、原則として市区町村教育委員会等（高等学校や特別支援学校の場合には都道府県等）の責任の下、学校や地域、企業等との連携により行われるものとなる*48。
- また、「土曜授業」や「土曜の課外授業」は、学校が主体となって行う形態であるが、「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」などが協力し、学校の教職員が行う教育活動に地域や企業等の外部の人材が連携して実施する場合も考えられる。
- なお、こうした実施形態も含め、各自治体等において、どのように土曜日の教育活動を進めていくかについては、これまでの学校や地域での土曜日における教育活動の実施状況やニーズを踏まえつつ、都道府県や市町村の教育委員会等において、十分な検討を行うことが必要である。
- 本ワーキンググループでは、土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて、主として、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行う「土曜学習」を中心に、今後の新たな方策の在り方について提案する。

(2) 土曜日の教育活動の推進に係る関係者の理解の促進

- 土曜日の教育活動の実施に当たっては、行政だけでなく、学校や保護者、地域の関係者との間で、その教育的価値について互いに理解し合うことが大切である。
- そのため、教育委員会、学校、保護者、地域の教育・福祉等の関係者、企業、NPO等が、その地域におけるこれからの教育についての思いを共有し、その実現のための取組の一つとして、土曜日の教育活動の在り方等について話し合うことが重要である。
- また、各学校区における土曜日の教育活動の実施方針等について、例えば、学校支援地域本部や学校運営協議会等の関係者が集う場を活用しつつ、校長等と連携・協力して検討を進めていくこと

*47 施策関連資料P.77参照

*48 施策関連資料P.78参照

も考えられる。

- さらに、具体的教育活動の実施に当たっては、子供たちの教育環境を整えていくため、学区などを範囲に活動するコーディネーターが、校長や教職員等と相談しながら、学校の教育課程との関連などの要望と地域や企業側のプログラム内容等を組み合わせ、十分な調整を図りながら行っていくことも重要である。

(3) 土曜日ならではの特徴や教育効果

- 土曜日には、平日には参加が難しい現役の社会人も含め、保護者、地域や企業の多様な人材が参画することが可能であり、実社会の経験や生活体験を踏まえたプログラムが可能となる重要な日といえる。
- また、学習集団としても、学校の学級単位等だけでなく、異学年や異学校種も含めた多様な集団を形成することが可能であり、学習等のプログラムの内容等に応じた効果的な工夫がなされることが期待される。
- 実施場所についても、学校施設だけでなく、地域の公民館、図書館、博物館、体育館等の社会教育施設や、児童館、企業が有する施設など、多様な場所を活用することにより、子供たちの学校での学びが深まり、豊かな体験につなげることが重要である。
- 土曜学習においては、子供だけではなく、保護者や地域住民とともに学べる機会とすることも可能であり、これにより、子供たちの学びや育ちに関する保護者や地域住民の理解が促進され、学校・家庭・地域の連携・協働により、社会総掛かりで子供を育てる体制づくりが推進されることが期待される。
- なお、こうした土曜学習の意義や効果等に関する理解を深めるため、国や都道府県、市町村が、土曜学習のモデルとなる取組内容等を普及するフォーラムなどを行っていくことも効果的である。

3. 土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた具体的方策

(1) 多様な主体が土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり

① 地域人材の参画促進^{* 49}

- 身近な地域には、地域の歴史や文化・産業等に詳しい人材や、スポーツ指導者、在外経験者、農業や林業、漁業に関わる人材、個人事業主を始め多様な職業経験を有する人材、子育て経験者、PTA経験者など、豊かな社会経験や指導力を持つ多くの人材がいる。
- 土曜日の教育活動の推進に当たっては、こうした多様な地域人材が、自らの経験や知識を生かし、

* 49 事例集P.94参照

土曜日の教育活動に参画できるような仕組みを構築する必要があり、例えば「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」などの仕組みの活用も効果的である。

- また、これまで社会教育・生涯学習分野で養成されてきた「生涯学習講座」等の修了生や、日頃から地域で多様な活動を実施している自治会、婦人会、社会教育団体や青少年団体、子育て支援等の団体や商工会、まちづくり関係団体等の多様な地域組織と連携することも効果的である。

②保護者の参画促進

- 土曜日は、日頃仕事等で忙しい保護者にとっても、休日である方が多く、平日に比べて参加しやすい日であるといえるが、教育活動に参加したくても参加の仕方がわからない、といった保護者も多い。
- 保護者は、現役の社会人でもあり、多くの保護者が参画することにより、多様な知識・経験を子供たちの教育に生かすことが可能であることから、企業等との連携だけでなく、保護者が参画しやすい仕組みの構築やPTA、おやじの会^{*50}等の仕組みを生かすことも重要な視点である。
- また、土曜日をきっかけとして、父親や、これまで学校や地域の行事に参加できていない保護者の参画を促すことにより、他の保護者や子供たちとの関わりを通じて、子育てを振り返り、喜びや学びにつながるなど、家庭教育の支援にも役立つ可能性がある。
- 社会総掛かりで教育に取り組む体制づくりを進めるためには、子供に関わる大人をどう育てるかが重要であり、こうした保護者の土曜日の教育活動への参画がきっかけとなり、自らの子供の教育だけでなく、地域の子供を育てるという意識が高まり、子供が卒業した後も、地域の子供の教育に関わる人材が育っていくことが期待される。

③企業・団体等の連携・協力の促進

i) 学校のニーズと企業等の取組のマッチング

- 土曜日の教育活動の実施に当たっては、学校における学習が実社会にどのようなつながっているかを学べるよう、また、学校における教育をより効果的なものとするため、保護者や地域人材の個人の参画だけでなく、企業や団体の協力を得ることも効果的である。
- 近年、企業等においては、業務として学校における出前授業等を実施し、経済団体等が企業のプログラムのポータルサイトを作成するなど、教育支援のプログラムを実施してきている^{*51}。
- しかしながら、個々の学校からの要請に応じた実施にとどまるなど、一部の学校や地域に限られており、広く全ての子供たちが、土曜日ならではの生きた学習プログラムに参加することができるよう、学校の要望と企業等のプログラムや人材をマッチングできる仕組みが必要である。

*50～*51 事例集P.94～P.95参照

- そのための方策として、土曜日の教育活動の実施方針を企画・立案する委員会組織等への、経済団体や企業等の関係者の参画を促進することや、学校や企業・団体等のニーズを把握し、調整を行うコーディネーターが配置されることが重要である。
- また、企業等との連携が進んでいる自治体においても、「外部団体がどのような教育プログラムを持っているのか詳しい情報がわからない」「事前打合せの時間を確保することが難しい」といった声が多く、学校側のニーズと企業側のプログラムの双方の情報が共有できるような仕組みを国や都道府県等が構築していくことが必要である*⁵²。

ii) 企業等の人材が教育活動に参画するための職場環境づくりや研修の必要性

- 企業等の人材の参画に当たっては、経営者等の理解が重要であり、経営者等が教育活動に参画する仕組みづくりも効果的である。
- また、経営者だけでなく、多様な人材が教育活動に参画できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や、企業内のボランティア登録制度の構築など、職場環境づくりを推進していくことが重要である。
- なお、産業界の視点から考えると、個人のボランティアやCSR（社会貢献）としての参画に加え、持続性の観点からも、業務の中やプロボノ（職業上持っている知識・スキルや経験を生かして社会貢献するボランティア活動）として教育活動に関わる仕組みも必要である。
- 企業等の人材の参画を促進するためには、例えば、企業内研修等において、学校や地域における教育支援活動に関する情報提供を行うことや、教育委員会等が行う研修に企業等の人材が参画し、学校組織や教育活動の理解、子供たちとの接し方等について事前に学習できる体制を構築し、教育活動に関わっていくきっかけづくりを行うことも重要である。
- 特に、これまでの職業経験を生かして、退職後に子供たちの教育に関わりたいと考えている人材が、速やかにその意欲や能力を発揮できるよう、在職中からの研修等の機会の充実が期待される。

④ NPO、民間教育事業者等の連携・協力の促進

i) 特定非営利活動法人（NPO）等との連携の推進

- NPO 法人の認証数は、年々増加しており、過去 10 年間で約 3 倍となっており（平成 15 年度：約 16,000、平成 25 年度：約 48,000。内閣府調べ*⁵³）、そのうち、子供の健全育成や社会教育の推進、まちづくりの推進、保健・医療又は福祉の増進を図る活動を行う法人は、それぞれ 2 万法人を超えている。

* 52 事例集 P.95 参照

* 53 施策関連資料 P.78 参照

- NPO 法人は、行政と民間の両者の特徴を併せ持つところがあり、幅広い関係者や団体等の人的なコーディネートや寄附金等の資金を集める仕組みやノウハウを有していることも多い。
- しかしながら、現在の「放課後子供教室」においては、NPO 法人との連携は3%^{*54}にとどまっております。多様な企業や団体等の協力を得て、土曜日の教育活動をより豊かなものとするためには、NPO 法人等との連携を積極的に進め、例えば、コーディネート機能の一部をNPO 法人等が担うことも期待される。

ii) 民間教育事業者との連携の推進

- 民間教育事業者は、学習塾のほか、書道・そろばんなどの習い事や、スポーツ、音楽、語学の教室など、公的部門だけでは対応が困難な幅広い教育分野において、重要な役割を果たしており、その従事者はそれぞれの分野で高い専門性を有している場合も多い。
- こうした民間教育事業者のリソースを積極的に活用することは、子供たちの多様で豊かな学びを促進するとともに、子供たちが「学ぶ楽しさ」に出会い、学習意欲の向上や学習習慣の形成の支援にも大きく寄与することが期待される。
- 行政と民間教育事業者が連携するに当たっては、行政の公平性・中立性の担保の観点から、公平・適切な手続等を踏まえるとともに、必要に応じてその情報を公開するなど、保護者や住民からの信頼を損なわないよう留意することが重要である。
- また、例えばある自治体（大阪府大東市）では、公益の学習塾関係の団体との連携により、協会の会員塾又は協会が認証する学習塾から講師が派遣される仕組みをつくっており、許認可なく活動を行うことができる民間教育事業者が公の役割を果たす際の工夫を設けることも効果的である^{*55}。

⑤大学等の連携・協力の促進

- 大学等は、高度な教育研究拠点として、また地域活性化の中核的拠点としての多様な教育・研究資源を有しており、例えば、先端分野で活躍する研究者やポストドクター等の人材が、土曜授業における理数系の学習や外国語等の特定の専門性が必要な学習プログラム等に参画することが期待される。
- また、専修学校や高等専門学校等も、特定の専門性を有し、職業等に必要能力の育成を図る機関であり、その専門性や技術を生かした多様なプログラムの展開が期待できる。
- なお、子供たちにとって、大学生・大学院生等は身近で接しやすいロールモデルとしての効果も期待されるとともに、とりわけ教育・福祉などの分野を専攻する学生やスポーツ・文化・芸術分野

* 54 施策関連資料P.79参照

* 55 事例集P.96参照

などの技能を有した学生等にとっては、その専門性を生かしたり、学生自身の将来の仕事につながる学習や実習としても大きな役割を果たすことから、持続的に学生が土曜日等の教育活動に参画できる仕組みづくりを行うことが重要である。

(2) 学校と地域・企業・大学等をつなぐコーディネート機能の充実

①コーディネーターに求められる役割・人材

- 「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」などの取組における「地域コーディネーター」には、学校と地域をつなぐ人材が求められ、学校の組織や教育活動と地域の多様な人材・団体に精通した、PTA 役員経験者や自治会関係者、教職員経験者等が担っている例が多く見られ、効果的である。
- 土曜日等の教育活動の推進に当たっては、学校と地域に加え、多様な企業や団体等の協力が得られるよう、産業界に精通した企業の退職者組織、経済団体や商工会議所関係者等がコーディネーターとして参画することや、NPO 法人がコーディネート機能の一部を担うことも期待される。
- また、学校と地域や企業等、多様な主体をつなぐコーディネート機能が充実するためには、例えば、学校の窓口として地域連携を担当する教員を、地域の窓口として「地域コーディネーター」を、企業の窓口として「企業コーディネーター」をそれぞれ配置するなど、複数のコーディネーターを配置しつつ、互いに連携し合うことにより、学校の要望に応じて、地域と企業の両面から多様な参画が得られるよう工夫することも考えられる。
- なお、企業等との連携により教育活動を行う場合には、企業等のプログラムが学校の教育活動のどこに関連するのか、その地域にあったものかなどを検討しながら調整を図っていくことが、学校側にとっては教育効果を高めていく上で、企業側にとっては子供のニーズにあったものにしていく上で重要であり、今後のコーディネーターの役割の一つとして期待される。

②コーディネーターの研修や行政の支援の重要性

- 学校と地域をつなげるコーディネーターの養成は多くの自治体で行われているが、地域だけでなく、民間企業やNPO等のリソースの活用の仕方まで含めた育成がなされている例は少ない。
- 今後は、学校や地域の関係者だけでなく、企業や企業の退職者組織、経済団体、NPO、大学等の関係者も含めた学び合いや好事例を通じた学習などを通じて、多様な主体をつなぐコーディネーターの育成や研修を行っていくことが必要である^{*56}。
- また、学校や地域、企業等の様々な組織のコーディネート機能を持つ人たちをつないでいくことも必要であり、広域的なネットワークにつなげる中間組織も必要である。

* 56 事例集P.96参照

- そのため、行政の役割として、社会教育主事やそれに準ずる者が中心となって、多様な地域団体、企業の退職者組織、経済団体、NPO 等に対し、土曜日の教育活動への協力の呼びかけや、多様な関係者が学び合う研修の機会を設けるなど、コーディネーターの円滑な活動や能力向上に必要な支援策を講じることが求められる。
- また、多様な主体が教育活動に参画していくに当たり、学校の教職員の負担が増大することなく、開かれた学校づくりが進むよう、教育委員会において、安全管理体制や運営体制を検討するとともに、教育現場における教職員とコーディネーター等との連携の円滑化のため、社会教育部局と学校教育部局の連携、教育委員会と首長部局の連携など、行政内の関係者の連携を図っていくことも重要である。

(3) 「土曜日ならではの」の多様なプログラムづくり

①体系的・継続的なプログラムの基本的な考え方

- 土曜日は学校での授業だけでなく、地域や企業の協力を得て、実社会での経験を踏まえた「土曜日ならではの」の生きた学習等のプログラムが行われることが期待される。
- 「土曜日ならではの」のプログラムの検討に当たっては、大人からの視点だけでなく、子供たちを主体者として捉えていく視点が重要であり、土曜日の教育活動は、子供たち自身の意欲や参画を重視し、自ら積極的に「やりたい」と感じる多様性に富んだものとしていくことが重要である。
- 特に、土曜学習ならではの良さを生かし、例えば、失敗を恐れずに挑戦することや、ないものを創り出したり工夫すること、子供同士で学び合い、子供自身で学習を振り返る姿勢を重視していくことなども重要である。
- これらを踏まえ、学校での学習が実社会とどうつながっているかを体験的に学ぶことができるよう、例えば、総合的な学習の時間で学んだことを継続して、深める機会としたり、在外経験者や外国人の協力を得て、英語だけでなく国際理解につながるプログラムとするなど、学校の教育課程と連動した体系的なプログラムを、コーディネーターが中心となって、教職員と地域や企業等の人材が連携して構築していくことが重要である。
- また、学びを深めていくためには、その場限りのイベントにとどまることなく、子供たちが継続的に学べるよう、例えば、年間を通じたテーマ設定を行うなど、一定の期間を通じて計画的に学習を進めることが重要である。
- さらに、オリンピックやパラリンピックなど国際的、全国的な行事から地域の行事なども含め、その時期に合った話題性や時事、社会環境等も考慮し、子供たちの興味関心を引き出す内容を取り上げるなど、柔軟な工夫がなされることが期待される。

- 具体的なプログラムの計画、展開、評価等を行うに当たっては、学校や地域における子供たちの特性や課題などを踏まえ、より効果的なものになるよう、関係機関で十分協議するとともに、取組によって子供や学校、地域等がどう変わったのかなど、効果を把握できるデータを蓄積していくことも重要である。

②実社会につながるプログラムの在り方

- 教育の一つの目的を子供の自立と捉えると、実社会で役立つ経験をたくさんすることが重要であり、地域や社会の中で生きた経験をするのが子供たちの豊かな育ちにつながる。
- 特に、地域等においては、多様な体験プログラムが提供されているが、与えられたプログラムを子供がこなすという受動的なものではなく、子供たちの主体性を引き出し、社会で力を試すような経験や地域課題に大人と協働して取り組む経験をたくさんできるプログラムであることが重要である。
- 例えば、プログラムを子供自らが企画し、運営等を担う経験をするなど、子供が持っている力を発揮する機会を創造する^{*57} ことにより、主体性や企画力、創造性等が培われ、「自ら考え、判断し、表現する力」といった、いわゆる「生きる力」が育まれる機会となることが期待される。
- また、小学校・中学校段階から、地域や企業等で活躍する社会人に出会うことにより、将来の目標を持って学びきっかけとなるよう、多くのロールモデルに触れる機会をつくることが重要であり、様々な分野の本物に出会う機会を通じて、本物のすばらしさや仕事の喜びや厳しさなどが感得されることも期待される。

③企業のリソースを生かしたプログラムの在り方

- 企業等においては、学校内や教職員だけでは教えることが難しい、実社会の知識・経験に裏付けられたプログラム、教育課程の単元のねらいと合致したプログラムの提供が期待される。
- また、ボランティアやCSRとしてのプログラムだけでなく、業務にもプラスになるプログラムであることが、企業にとっても、子供たちの本気を引き出す上でも重要である。
- 例えば、企業の取組事例として、その企業の特徴を生かし、環境教育、キャリア教育、理科教育のプログラムを開発している例や、経済団体による出張授業では、働くことの意義、学ぶことの大切さ、これからの社会で求められる力、社会の仕組み、国際理解・グローバル化などのテーマを中心に実施している例があるなど、それぞれの企業リソースを生かしたプログラムが展開されている^{*58}。
- さらに、出前授業だけでなく、企業が開発した教材を学校やコーディネーター研修等に提供することや、企業財団等によるフォーラム、〇〇全国大賞といった表彰の実施なども効果的であり、子

*57～*58 事例集P.97～P.99参照

供たちの教育活動への多様な参画の仕方が考えられる。

④学習意欲・習慣の形成につながるプログラム

- 土曜日の教育活動の推進に当たっては、子供たちが学ぶ楽しさや学ぶ意義を感じ、学習意欲の向上や学習習慣の形成が図られるようなプログラムが展開されることが重要である。
- その一つの方策として、小学校入学段階から、新たな集団生活に順応し、豊かな学習・学校生活を送ることができるよう、就学前の子供を対象として、小学校等を活用して、平仮名の読み書きや読み聞かせ、集団遊びなどのプログラムを、例えば親子参加のもとで実施していくことも考えられる^{*59}。
- 特に、就学前の段階から、学校等で行う教育活動に親子で参加する経験をすることは、保護者にとっても、他の保護者や子供たちとの触れあいを通して、保護者同士の学び合いが生まれ、地域の大人として育っていくことや、学校への理解につながり、家庭教育支援の観点からも重要である。
- また、学校での学習の理解が必ずしも十分でない子供たちを対象として、例えば、振り返り学習プログラムを実施し、学ぶ楽しさやわかる喜び、学ぶ意義を感じることや、学習が進んでいる子供たちを対象として、発展的な学習を実施し、創造性や企画力を養うといった、補足的・発展的学習の充実を図ることも考えられる^{*60}。

⑤「地域ならではの」プログラムの充実と“全国どこでも学べる”体制づくり

- 都市部と地方部では課題やニーズ、地域資源も多様であり、全国一律でなく、各地域が「地域ならではの」の特性を生かし、自律的に教育活動を進めることが重要である。
- 地域の「どのような子供たちを育てたいのか」という目標を踏まえ、「ふるさと教育」などの地域の特性を生かしたプログラムや、「学力向上」などを目的としたプログラム、特定のテーマに限定しない多様なプログラムを実施するなど、地域の実情に応じたプログラムを展開することが重要である^{*61}。
- ただし、地域間格差によって子供たちの学習機会の格差が生じないように、ICTの積極的な活用等により、「届けるプログラム」の充実を図るなど、全国どこでも学ぶことのできるコンテンツと支援体制の充実などが求められる。

4. 今後の土曜日の教育活動の持続可能な体制づくりに当たって

- 今後の土曜日の教育活動の推進に当たっては、全ての子供たちの土曜日の教育環境が豊かで有意義

* 59 施策関連資料P.79参照

* 60～* 61 事例集P.99～P.100参照

なものとなるよう、全国各地で、「土曜日ならではの」の生きた学習プログラムが実践されていくことが重要である。

- また、様々な企業が実施する効果的なプログラムの事例や、「地域ならではの」プログラムの事例、コーディネート的手法などの先進事例について、全国の多様な関係者が共有することにより、工夫・改善が図られていくことが重要である。
- そのため、国が、全国のコーディネーターや、教育委員会、学校、企業、NPO、社会教育団体や青少年団体等の多様な関係者に働きかけ、効果的な事例や課題等を学び合う研修やフォーラム等の機会、全国の関係者のネットワーク組織を設けていくことも重要である。
- また、子供たちの土曜日の教育環境が豊かなものとなるためには、これらの取組が継続的に実施されるための、持続可能な仕組みづくりが必要であり、国や都道府県、市町村が必要な支援策を講じるとともに、行政だけでなく、例えば寄附や基金など、活動資金が多様な主体から継続的に、子供たちの教育活動のために集まるような仕組みを構築していくことも考えられる。
- あわせて、例えば、官民連携による普及啓発やポータルサイト等による全国の好事例の蓄積・発信、表彰制度の構築等を通じて、学校、家庭、地域、企業、NPO、民間教育事業者、社会教育団体や青少年団体などの多様な主体の連携・協働を一層促進し、人的資源やプログラムなどのコンテンツを充実していくことが必要である*⁶²。
- また、土曜日の教育活動の充実のためには、行政内部における首長部局と教育委員会が一層の連携を図り、効率的・効果的な総合的な支援策を講じていくことが必要である。
- こうして、多様な大人が子供の教育活動へ参画することを通じて、大人も学びあう環境が生まれ、社会総掛かりでの豊かな教育環境の実現が図られることが期待される。

* 62 施策関連資料P.80参照

VI. おわりに ～皆の“あったらいいな”を実現する夢の教育～

これまでまとめてきたとおり、放課後や土曜日は、学校教育との連動性を意識しつつも、学校教育だけでは実現しにくい、実生活や実社会とのつながりを体験的に学ぶ機会として、多様性・柔軟性等を生かした工夫が可能な時間である。

その視点に立ち、学校・家庭・地域の連携・協働による社会総掛かりでの教育の実現に向けた新たな試みについて、皆で話し合い、考える仕組みをつくり、放課後や土曜日の柔軟性の高い教育活動の中で取り入れてみることも一つの方策である。

例えば、改めて、子供たちの主体性を中心に据え、「放課後や土曜日は、“子供たちが学びたいこと”を実現する時間」と位置付け、子供たちの“あったらいいな”の提案を募集し、それを地域の大人とともに実現するプロジェクトを行うことも考えられる。

また、地域レベルで、子供や保護者、市民、教職員、行政関係者等が、共に学びながら「我がまちの教育」について考えるミニ集会等を実施したり、そのまちに古くから伝わる文化や伝統を生かした教育の姿を再現したりすることも興味深い。

各地域においては、こうした様々な試みの成果や課題等を評価・検証し、子供や大人も含め、皆の“あったらいいな”と感じる視点を盛り込んでいくなど、その取組の充実や改善につなげる仕組みをつくり、関係者間の理解を深め、共有していくことが重要である。

国は、こうした各地域の試みを事例として取り上げ、情報の蓄積や発信の役割を担い、全国の取組の活性化を図るとともに、全国的な成果や課題等を分析し、持続可能な仕組みの確立や必要な支援策の検討を行っていくことが望まれる。

そして、こうした放課後や土曜日の教育活動における様々な試みの中から、改めて子供たちにとって必要な学習や学校・家庭・地域の連携・協働の在り方が検討され、将来的に学校教育の在り方にも生かされていく好循環が生まれることを強く期待したい。

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループの設置について

平成25年9月17日

生涯学習分科会決定

1. 趣旨

今後、第2期教育振興基本計画等を踏まえ、全ての学校区での学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを進めていくに当たり、今後の土曜日の教育支援体制等の構築や、学校支援地域本部・放課後子供教室の取組内容の充実などについて検討を行う必要がある。

そのため、生涯学習分科会の下に、ワーキンググループを設置し、今後のこれらの教育支援体制や活動の在り方について検討を行う。

2. 委員

- ワーキンググループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、生涯学習分科会長が指名する。
- ワーキンググループに座長を置き、生涯学習分科会長が指名する。

3. 主な検討事項

- 学校支援活動、放課後支援活動、土曜日支援活動の体系的・組織的なプログラムの在り方
- 土曜日支援活動にかかる産業界等との連携や企業人材等の教育ボランティアへの参画の在り方
- その他、教育支援体制及び活動の在り方の検討に必要な事項

4. 設置期間

ワーキンググループは、3の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5. その他

- ワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめたときは、生涯学習分科会に報告するものとする。
- 生涯学習分科会からの求めがあった時は、ワーキンググループの検討の経過を生涯学習分科会に報告するものとする。また、ワーキンググループは必要に応じ、その検討の経過を生涯学習分科会に報告することができる。

中央教育審議会生涯学習分科会

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ 委員名簿

【座長】

明石 要一 千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員 千葉大学名誉教授

【座長代理】

井出 隆安 杉並区教育委員会教育長

【委員】

安藤 大作 公益社団法人全国学習塾協会会長

生重 幸恵 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長
一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事

池本 美香 株式会社日本総合研究所主任研究員

井上 克也 三井住友銀行不動産法人営業部
(前 公益社団法人経済同友会政策調査第一部マネージャー)

小川 理子 パナソニック(株) 理事 CSR・社会文化グループマネージャー

尾上 浩一 公益社団法人日本PTA 全国協議会会長

金藤 ふゆ子 文教大学人間科学部教授

川島 高之 特定非営利活動法人コヂカラ・ニッポン代表

小正 和彦 横浜市立幸ヶ谷小学校校長

杉本 正博 名古屋市子ども青少年局総務課総務課長

瀬谷 真理子 福島県立須賀川高等学校校長 (前福島県教育庁社会教育課長)

竹原 和泉 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表

谷 理恵子 東京都教育庁総務部予算担当課長

玉置 崇 小牧市立小牧中学校校長

平岩 国泰 特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール代表理事

松田 義秀 奈良市教育委員会事務局学校教育部地域教育課長

吉原 健 社会福祉法人東京聖労院参与

以上 19 名

(50 音順) 平成 26 年 6 月現在

中央教育審議会生涯学習分科会

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ 審議経過 【全9回】

第1回

【日時】平成25年11月27日（水）15:00～17:00

【内容】

- 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループの設置について
- 放課後及び土曜日等の教育支援について

第2回

【日時】平成25年12月12日（木）10:30～12:30

【内容】

- 委員からの事例紹介
 - ・小正委員（横浜市立幸ヶ谷小学校校長）
 - ・平岩委員（特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール代表理事）
 - ・杉本委員（名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室長）
 - ・池本委員（株式会社日本総合研究所主任研究員）
- 放課後等の教育支援について

第3回

【日時】平成25年12月26日（木）11:00～13:00

【内容】

- 委員からの事例紹介
 - ・川島委員（特定非営利活動法人コヂカラ・ニッポン代表理事）
 - ・谷委員（東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課長）
 - ・安藤委員（公益社団法人全国学習塾協会会長）
 - ・小川委員（パナソニック㈱ 理事 CSR・社会文化グループマネージャー）
- 実社会で役立つ力の育成に向けた土曜日の教育支援体制の在り方について

第4回

【日時】平成26年1月17日（金）10:30～12:30

【内容】

- 委員からの事例紹介
 - ・竹原委員（横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長・特定非営利活動法人 まちと学校のみらい代表理事）
 - ・井上委員（公益社団法人経済同友会政策調査第1部マネージャー）
 - ・金藤委員（文教大学人間科学部教授）
 - ・松田委員（奈良市教育委員会事務局学校教育部地域教育課長）

○教育支援活動の充実のための持続可能な仕組みの在り方及び地域の主体的な取組の活性化について

第5回

【日時】平成26年1月31日（金）15:00～17:00

【内容】

○委員からの事例紹介

- ・生重委員（特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長・
一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事）

○今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG これまでの議論の整理

第6回

【日時】平成26年2月24日（月）10:00～12:00

【内容】

○今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG取りまとめ骨子（案）について

第7回

【日時】平成26年3月12日（水）10:00～12:00

【内容】

○今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG 中間取りまとめに向けて

【中間取りまとめ】～土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて～

3月17日（月）中央教育審議会生涯学習分科会に報告

3月28日（金）中央教育審議会総会に報告

第8回

【日時】平成26年4月25日（金）16:30～18:30

【内容】

○今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG 取りまとめに向けて

第9回

【日時】平成26年6月6日（金）14:00～16:00

【内容】

○今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG 取りまとめに向けて